

第 215 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 4 号

令和 4 年 4 月 5 日かすみがうら市農業委員会告示第 4 号をもって、令和 4 年 4 月 11 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 215 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 4 年 4 月 11 日（月） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	海東 功	2 番	西崎 敏和	3 番	鈴木 良道	4 番	宮本 教夫
5 番	塚本 勝男	6 番	安田 治	7 番	飯田 敬市	8 番	久松 弘叔
9 番	井坂 孝雄	11 番	谷中 昌	12 番	廣原 孝	13 番	栗山 千勝
14 番	塚本 茂	15 番	中山 峰雄				

4. 欠席委員

10 番 高田 健司

5. 説明のため出席した者

事務局長 仲戸 禎雄 局長補佐 関川 信政 係長 横田 桂明 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

9 番 井坂 孝雄 11 番 谷中 昌

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第24号 農業委員会事務局職員の任免について
 - 議案第25号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について
 - 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について
 - 議案第31号 かすみがうら市農業委員会文書管理規程の一部改正について

午後 3 時 32 分閉会

事務局 係長	<p>只今から、令和4年度第215回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。なお、会議規則第4条による、欠席届が10番高田委員より提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局 係長	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番井坂孝雄委員、11番谷中昌委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	<p>次に報告第10号から第12号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第24号農業委員会事務局職員の任免について」上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>(事務局説明)</p>

議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第24号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第24号農業委員会職員の任免について」は、原案のとおり決定いたしました。 ここで異動となりました職員から、それぞれあいさつをお願いします。 (転出者2名及び転入者2名からあいさつ)
議 長	次に「議案第25号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
9 番 井坂委員	4月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、谷中委員と廣原委員と私、井坂の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号1番は●●●●●●●●●●から約400m北に位置する畑2筆、約50m西に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。いちごを作付けする計画です。

続きまして番号2番は、●●●●●から約500m南西に位置する田1筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。

申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。

続きまして番号3番は、●●●●●●から約900m南西に位置する田1筆、畑1筆になります。

現況は、おおむねきれいに管理されていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稲、野菜などを作付けする計画です。

続きまして番号4番は、●●●●●●●●●●から約500m南西に位置する畑2筆になります。

現況は、雑草繁茂の状態となっていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。

続きまして番号5番は、下志筑地内の●●●●から約500m北東に位置する田1筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稲を作付けする計画です。

続きまして番号6番は、中台地内の●●●●●●●●●●から約600m北西に位置する畑1筆になります。

現況は、おおむねきれいに管理されていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。

続きまして番号7番は、●●●●●●●●●●から約900m北西に位置する畑1筆になります。

現況は、おおむねきれいに管理されていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。柿を作付けする計画です。

議 長	番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 す。

	(賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号9番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

4番 宮本委員	申請人は、パパイヤ、キャッサバ等を作る予定ですが、これ、水田でも三ツ木と西成井と宍倉は水入れなければできると思うのですけれども、一の瀬上流なんかは改良とかやらなければ作れないと思うんだよね。受人は会社役員とありますがどういう会社の役員なんですか。
事務局	お答えいたします。 会社役員ということですが、東京で会社を営んでいることしかうかがっていませんので申し訳ありませんが、どのような会社かといったことは把握しておりません。
4番 宮本委員	ですから、一の瀬川の上流の方でパパイヤ、キャッサバなんかは改良届しなければできないと思うんだよね、その点はいかがでしょう。
事務局	こちらのほうでも作物に関して、パパイヤ、キャッサバを作るのか何度も確認したなかで、間違いなく作るということでした。
4番 宮本委員	だからその場合は補足して、本水田の一の瀬上流の場合は田んぼが軟弱だから作る時は改良工事届を出してほしいと言えますか
事務局	許可の際にはそのようなお話をさせて頂きたいと思います。
4番 宮本委員	わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第25号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします
議長	次に「議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。（事務局朗読）</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
11番 谷中委員	<p>それでは説明いたします。 まず、今回の案件については、申請人はすべて別人になりますが、申請地の所在が隣接しており、転用事由が同一であるため、一括で説明いたします。</p> <p>番号1番から15番、図面番号1番から15番を併せてご覧ください。 申請地は、安食地内の●●●●●●から約600m南西に位置する畑17筆になります。 こちらは第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なる審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番から15番は、申請者は異なりますが、転用事由は同一であり、隣接した案件になりますので一括審議をお願い致します。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
13番 栗山委員	<p>この場所の一角なのだけれど、前金で金をもらっちゃったと聞いている。実際にこの人たちが残高証明、図面まで出してね、さらには東電の許可までもらっているのかね。</p>
事務局	<p>お答えいたします。 こちらは申請書を提出いただき、内容的には全て一緒の提出書類になりますが、いただいたものに関して残高証明、自己資金でやるという形ではなく、一人ひとりが借入、株式会社●●●というところから融資を受けて実施するというような内容の書類提出を受けております。</p>

13 番 栗山委員	融資証明はついているのか。
事務局	融資予定証明書は提出されています。
13 番 栗山委員	つけてあるのか。
事務局	つけてあります。
13 番 栗山委員	東電のほうはどうなのか。
事務局	電力需給の際の負担金の方は出ているとの話は伺っています。
13 番 栗山委員	そこで聞きたいのだけれど、農地転用しないうちに許可が出ている、農業委員会を無視しているのではないか。
事務局	許可とおっしゃいますと。
13 番 栗山委員	東電の許可は出ているのでしょうか。とっているのですよ。
事務局	東電というか、国の方の固定買取……
13 番 栗山委員	本来ならば農地転用してからではないのか。
事務局	その件に関して、ご説明いたします。 基本的に農地転用の申請を出す前に、経産省の認可を受けていただくのが前提となっております。こちらは、確実性を担保する意味で、申請の段階で許可をまず、取っていただくのが前提となっているものでございます。
13 番 栗山委員	融資は、銀行からの証明ですか、民間ですか。
事務局	民間で貸金業をやられている会社からです。
13 番 栗山委員	前もって金をもう払って、みんな5万、10万で売っちゃってる話を聞いているんです。おかしいと思っているんです、あの辺もうきれいになってるから。そしたら、5万、10万でみんな売っちゃった、前金でもらっていると。今度はこの

	<p>人たちは利用されているような形だよ。実際にこの人たちが経営するのか、施設を売却するのか、自分の金でやらないで、売却したら問題だよ関係者は。</p>
事務局	<p>申請の内容としては、すべて個別の事業者ごとに事業を計画する形で、経産省のほうの許認可につきましても、個別に筆ごとに申請者の名前で取っている形でございます。融資証明につきましても、個別に事業者ごとに融資を取っているような形でございますので、申請自体も個別案件として扱うような形となります。</p>
13番 栗山委員	<p>では、パネルは1筆ごとに設計され、またがってはいないんだね。</p>
事務局	<p>筆ごとにパネルを設置し、周囲をフェンスで囲むような形となっておりますので、あくまでも単一の申請という形になります。</p>
13番 栗山委員	<p>では、前もって金をもらった件については。</p>
事務局	<p>事実関係を確認しておりませんので何とも言えません。</p>
13番 栗山委員	<p>申請人は後になって問題にならないか。</p>
事務局	<p>4条申請でございますので、あくまでも申請者が事業者となってやるという計画でありますので、これに関して、お金のやり取りというところまではこちらは分かりません。</p>
3番 鈴木委員	<p>先ほどの説明の中で、貸金業という話があった、これはどこの会社も入っていないのですか。</p>
事務局	<p>代理人でございますか。</p>
3番 鈴木委員	<p>普通これだけ、十何筆もあれば入ってるでしょうよ。</p>
事務局	<p>全てこの会社が代理人となって申請してきたもので、千葉の●●●●●●というところで申請をまとめられて、今回の案件を出してきたものです。</p>
3番 鈴木委員	<p>最初の貸金業云々というのは。</p>

事務局	それは別途で、●●●●●●●●さんの関連会社ということで、今回自己資金ではやられないということなので、融資証明をつけて申請し、関連会社で借入されるというように伺っております。
3 番 鈴木委員	10万円で売ったとか、噂があるようなのだけれども、その点は事務局では把握しているのですか。
事務局	把握しておりません。
3 番 鈴木委員	一度に一回に、どうなんですかね、令和4年3月15日に全部。
4 番 宮本委員	私も、安飾では全部1反歩10万円で業者に売ったと聞いている。
2 番 西崎委員	<p>確かに、個人が事業主というのは良く分かります。</p> <p>多分、土地を買ってというのではなくて、コンサルティングという形で1社がまとめたという形だと思います。</p> <p>そこで収益が少しあがった時にコンサル料を取るみたいな形でその会社と契約しているのではないのでしょうか、そうすると多分、こういう土地の使用には全く問題はないけれど、コンサル料みたいな形でとって、それが多分皆さんが売ったとかというふうになっていて、売ったという形で届出はないんでしょうね、なければ利用権、コンサル料のようなものでその会社と契約してるのでは。</p>
事務局	<p>今回の案件につきましては、●●●●●●●●というところが代理人となって全て進めているところがあるのと、工事の見積書を出しているのも●●●●●●●●が出している形でございます。委員さんからお話がありましたように、お金の支払いがあったとか、コンサル料云々という話は、こちらの方では全く把握していないところでございます。</p> <p>これに関しまして、県の農業会議の方にも確認した経緯がございます。</p> <p>案件としては個別の案件でございますが、一つの●●●●●●●●という業者が取り纏めて、代理人という形で取り纏めてやっていますので、通常であれば5条の案件ではないかということで相談いたしました。その結果といたしましては、ただいまご説明した内容の繰り返しになってしまいますが、あくまで経産省の認可を個別に取っている案件でして、計画自体も個別にパネルを設置して、フェンスで取り囲むような形であれば、これに関しては単独の扱いとして4条で扱うしかないというような回答を得た次第でございます。</p>

13番 栗山委員	<p>たしかにね、書類はきちんとしている、それは分かります。</p> <p>前から私はあれをどうするのか注視していました。その頃から、うちも買ってくれ、これも買ってくれと業者に頼んでいて、いつ、どんな形で太陽光ができるのか。これは後で問題にならないか、もう金はもらっている、いつまでこの人たちが太陽光事業を継続していくのか知らないが、途中で売ってしまうのか、貸金業から借りてるから、おそらく担保で取られてしまうのか、難しい面があると思うよ、隠れている部分は。</p>
7番 飯田委員	<p>これ15人、17筆あるんですね、今、栗山委員さん言うように、農業委員会には売買とか利用権設定とか何もなくて、会社が経産省の許可をもらっている内容でしょ、今言ったローン会社が代表になってやる話なんですけど、基本的には金の流れはその会社がやるということなので、その会社の名義で利用権設定なり賃貸なりをして、そのうえで許可するならば、農地としての許可になるけれど、逆に言えば、農地を自分たちが実際やりますという申請をしているが、基本の資本は別の資本が出すわけで、その辺が非常におかしな話で、栗山委員さんが言うように今後問題になりますよ。これ、一括して安飾の受け別、まあ、同一が2か所ですね、だから西田と富士見台、たぶん合体だと思うんですが、その一帯をやるにあたっては、本来であればその会社が利用権設定するなり、賃貸するなり、売買するなり、それを農業委員会が受理するならば問題ない。ただそれを、先行してしまって、経産省の許可をもらったからいいという問題ではない、農地だから。農業委員会が基本的に無視されてしまっている。国が許可したから農業委員会は通しなさいよというふうにも受け取れる。</p> <p>(法的には問題ないんだろかなの声あり)</p> <p>やはり、もう一度15名の方に事実確認をする必要があると思う。噂で分からないが、この中に一人身内がいるので強力的に確認したい、2反歩くらいだが、売ったのか、貸したのか、それとも自分でやるのか、そういうことを法的にこうだからとか、経産省で許可になったからいいよという話ではない。農業委員会、農地なのだから、そのへんをきちんと事実確認をしていただきたい。</p>
3番 鈴木委員	<p>これ、法的に問題がなければ、農業委員会は受け付けないといけないのですか。</p>
事務局	<p>こちらの4条の案件につきましては、法的な要件は全て揃っております。まず、4条なので、売買契約ということで飯田委員さんからお話がありましたが、基本的に4条申請に関しましては、自分の持っている土地に対して自ら転用をかける行為となります。(それは分かるがの声)</p>

13番 栗山委員	確かに書類は整っているよ、整っているけど、前もって売り買いして、また、現地にはずいぶん木が立っていたけど、伐採してきれいになっている、それは誰がやったのか、1反歩そこそこでもあの木は大変ですよ、5万10万でできる話ではないですから。
3番 鈴木委員	私の考えでは5条でやるべきと思うが、その辺はどうなのか。
事務局	こちらは農地に係ることなので、こちらにもお話があったわけなのですが、それに合わせまして太陽光というお話ですので環境保全課に相談されて、環境保全課では隣接地ということで一体的に見えて、1つの会社がやるのだろうというふうにも見えるという話なのですが、環境保全課でもあくまで個人がやると言われてしまうと一帯開発とかではなく、あくまでオーナーさんひとりひとりという形でやらざるを得ないという話をいただきまして、我々も他法令の要件を確認したりしなければいけないので、環境保全課の動向を気にしてしまっていて、県の農業会議にも確認したところ、書類上整っていればそのような話であればやむを得ないと回答があったところです。
3番 鈴木委員	やむを得なければしょうがないな。
13番 栗山委員	何回も言うが、もう売買は済んでいるんだよ、申請もしていないのに、そこが問題なの。その後の問題が発生しますよ、書類が整っていれば農業委員会は通して、というふうになるかもしれない。一部は造成してあり、造成だって5万や10万じゃできる話じゃないから。
議長	よろしいですか、すべて書類は整っていて、だめだとは言えないということですが、どのような理由でだめだと言いますか。
13番 栗山委員	農業委員会の責任において、当事者を呼んで聞き取りをすることはできるでしょう。
議長	それはできるでと思いますよ。
3番 鈴木委員	書類が整っていて、県に聞いても全部揃っていて・・・・
13番 栗山委員	だめだというわけではない。書類は整っているといってるの、私は。

7番 飯田委員	全部畑地ですか、それとも雑木とか生えているの、きれいな畑ですか。
事務局	現地へ調査員の方と確認いたしまして、おっしゃりますように一部きれいな畑だとか一部すごい雑木や篠が生い茂っている状態は確認していますが、全体がというわけではございません。
7番 飯田委員	篠は問題ないだろうが、雑木は伐採費用や処分料がかかると思うが、それも自前でやるということかな。かなりの個人負担になると思うが。
事務局	見積りの方では伐採費用と調整ということで金額は記載されており、費用としては見込んでおります。
7番 飯田委員	自分で払うの。
事務局	自前というわけではなく、申請書上では借入をして、その中で払うという内容になっています。
4番 宮本委員	今の事業者の太陽光ですが、あそこで5町歩集めるそうです。山林、雑地、水田とか合わせて、結構まだまだ出てきますよ。
13番 栗山委員	4、5年前から5万、10万という話が出ていた。
3番 鈴木委員	事務局の話を知ると、県の方も許可して、書類が整っていて、それは当事者呼んでいろいろ聞くのはいいでしょうよ、けど全部整っていて、反対できるものですか。
議長	私も、これはだめだとは言えないと思う。
2番 西崎委員	農業委員会が反対というより、地域の方が反対ということなら分かるけれど、農業委員会で法律に基づいた対応として問題とは言えないと思う、地域住民の感情として反対、けしからんというのはあると思うが、農業委員会では書類が整っていて、だめだというのは難しい。
3番 鈴木委員	全部揃っていて、反対といっても反対のしようがないですね。
議長	どうですか、申請者一人ひとり話を聞きますか。

13 番 栗山委員	別に何かあったとき、被害を被るのは当事者だから、農業委員会が許可したので何もできなかったとか言われるくらいだから。必ず問題起きますよ、これは。
3 番 鈴木委員	当事者がやっているのだから、当事者責任でしょう。
議 長	最終的には当事者責任になりますよね。
13 番 栗山委員	金融機関はどこなの、貸金業は銀行なのか。
事務局	銀行ではなく、関連会社で株式会社●●●さんという金融業者です。
13 番 栗山委員	サラ金も一応金融業だからな、金融業の許可をもらってれば、融資証明は出してくれる。
事務局	東京の業者で東京都の認可を受けていると確認しています。
13 番 栗山委員	会社は東京だろうと茨城だろうと関係はないでしょう。
3 番 鈴木委員	議論しても時間ばかりかかってしょうがないでしょう、採決してくださいよ。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番から 1 5 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	賛成多数ですので、番号 1 番から 1 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第 2 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 2 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
12番 廣原委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。図面番号16番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、宍倉地内の●●●●●●から約400m南西に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設への進入路として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号17番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●から約300m南西に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号3番から5番になりますが、こちらの案件も申請人はすべて別人になりますが、申請地の所在が隣接しており、転用事由が同一であるため、一括で説明いたします。図面番号18番から20番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、安食地内の●●●●●●から約600m南西に位置する畑3筆になります。</p> <p>こちらは第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします
議長	次に番号3番から5番は、申請者は異なりますが、転用事由は同一であり、隣接した案件になりますので、一括審議をお願いします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
4番 宮本委員	太陽光の事業者は3件とも同じなのですね。
事務局	4条の15件と・・・
4番 宮本委員	おかしいと思うんですね、面積が違うのにパネルの枚数が同じ枚数の計画というのは、どうなっているのですか。
事務局	後ろの図面の方を見ていただきますと、面積の大きい部分と合わせまして他の地目が入る形となっておりますので、これで全体で転用する計画となります。

4 番 宮本委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番から 5 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 3 番から 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第 2 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 2 8 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 2 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 2 8 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議長	次に「議案第 29 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 29 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 30 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	全員賛成ですので、「議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第31号かすみがうら市農業委員会文書管理規定の一部改正について」上程します。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
13番 栗山委員	文書の保存期間はどうなっているのか、申請書は何年か記載がないようだが。
事務局	保存期間につきましては書類ごとに分けて定めがございまして、5年から10年という形で定めてございますが、今回の規定には載せてございません。
13番 栗山委員	昔、分が悪いのを隠してしまった者がいた。申請書は何年保存ですか
事務局	申請書の保存期間でございまして、現時点におきましては、3条、4条、5条のいずれも5年で設定しております。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第31号かすみがうら市農業委員会文書管理規定の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 (意見等無し)

議長	来月の総会は、5月10日（火）午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、高田健司委員、栗山千勝委員、塚本茂委員です。 日時は、5月2日（月）午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局から、何かありますか。
事務局	（事務局説明） 2022年農業委員会活動記録セット配布について
議長	事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等 何かありましたらお願いします。 （意見、質問等なし）
議長	それでは、以上を持ちまして、第215回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。
事務局	起立、礼、お疲れさまでした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____